

## 脱植民地化期シンガポールのイスラム法制論争： マレーシア地域における二元法制の起源

著者	光成 歩
学位授与年月日	2015-02-27
URL	<a href="http://doi.org/10.15083/00007948">http://doi.org/10.15083/00007948</a>

本論文は、1946年から67年までの脱植民地化期のシンガポールにおけるイスラム法制をめぐる論争を丹念にあとづけ、この時期のシンガポールにおいて形成された法制が、現代マレーシアにおける二元法制の形成に大きな意味をもったことを解明したものである。

本論文は、序論、本論7章、結論から構成されている。序論では、問題の所在と先行研究の整理がなされ、その上で、従来のマレーシア研究ではイスラム運動の停滞期とされ、イスラム法制研究でも注目されていなかった1950～60年代の脱植民地化期において、シンガポールを舞台としてイスラム法制を革新する試みという、その後のマレーシア地域における二元法制の形成を準備する動きがあったのではないかという、本論文の基本的視角が提示されている。

第1章「背景」では、英領マラヤにおけるシンガポール、そのムスリム社会の特徴とイスラム法制の紹介がなされた上で、第二次大戦後のイスラム法制の議論で大きな役割を果たす、アフマド・イブラヒム、ザハラ・ヌール・モハメド、シリン・フォズダー、アフマド・ルトフィという4人の人物の基本的立場が整理されている。

第2章「ナドラ親権問題と婚姻年齢法案：ムスリム女性解放運動の挫折（1946～1951年）」では、マレー人の養女となったオランダ人の少女ナドラの親権係争が、イスラム法制を植民地全体の関心事とし、この問題をきっかけとする暴動の発生はそれまでのイスラム法制に対する植民地政府の不干渉主義を転換させる契機になったこと、ナドラの結婚を機に、1950年に提出された婚姻年齢法（幼児婚禁止法）案は、ザハラなどムスリム女性活動家が後押しをしたが、ムスリムの反対で廃案になったことが指摘されている。

第3章「1957年ムスリム条例とシャリーア裁判所の設立（1952～1959年）」では、ムスリムの離婚が多いことを問題視する言説がムスリム女性活動家やバハイ教徒の女性活動家によって押し上げられ、離婚行政の改革を謳った法案が提出されたこと、法案はムスリムからは支持されたものの、ムスリムの遺言と相続に関する条項が問題となり、植民地政府がムスリムの要望を押し切る形で条文を変更して法案が可決されたこと、これによりシャリーア裁判所が発足すると、その運用をめぐりムスリムの間で新たな論争が生まれたことが指摘されている。

第4章「1960年ムスリム条例改正と女性憲章の婚姻法改革（1959～1960年）」では、一夫多妻婚の廃止を掲げた女性憲章が用意される中で、ムスリムは独自の婚姻法を維持し、その枠内で多妻婚を抑制しようとする法案が提出されたこと、二つの婚姻法は、ムスリム女性と非ムスリム女性の婚姻法上の権利の差という問題と、改宗による法枠組みの越境を問題化させたこと、改正ムスリム法は、女性憲章とは別の枠組みを維持しつつも、多妻婚

の抑制という方向性は憲章と共有されていたこと、植民地政府によって妥協を迫られていた相続条項は、自治政府の発足後の立法議会で削除に至ったことが指摘されている。

第5章「ムスリム法施行法案（1960～1961年）」では、1961年にマラヤとの統合を前提に提出されたムスリム法施行法案は、マレー語訳の位置づけやムスリム諮問委員会による短期間での承認など検討手続きが問題視され、イスラム法専門家やムスリム団体による検討が必要であるとして取り下げを迫られたこと、法案には、ムスリム富裕層を中心にこれまでの実践への干渉を嫌う意見や、新たに設置される宗教行政の中核に代表を送り込もうとする注文意見が寄せられ、法案に対するムスリム社会の利害の多様さを露わにしたことが指摘されている。

第6章「アフマド・イブラヒムとアフマド・ルトフィ（1961～1964年）」では、すでに制定された規定の評価をめぐり、法制推進者であったアフマド・イブラヒムと、『カラム』編集者のアフマド・ルトフィの法制構想が対比され、ここで軸となったのは、非ムスリムの改革婚姻法である女性憲章だったこと、アフマド・イブラヒムが、女性憲章を近代社会に対応した婚姻法の理念型であり、イスラム改革思想の理念と同質のものであると主張したのに対し、アフマド・ルトフィは女性憲章を範とするイスラム法制改革は独自の男女権利体系であるイスラム法の破壊であると批判したことが指摘されている。その上で、非ムスリムという他者の存在が、アフマド・イブラヒムにおいては他者との公平さを、アフマド・ルトフィにおいては自らの独自性と差異を強調させており、この論理の均衡が二元法制を成立させていると論じている。

第7章「ムスリム法施行法（1965～1966年）」では、1965年に再び提出された法案は、婚姻法領域においてはムスリム女性と非ムスリム女性の権利の均衡を明確に目的とし、行政法領域ではムスリム団体の参加という点で譲歩する一方、政府による監視の枠組みを維持したことが指摘され、1966年ムスリム法施行法は、ムスリムに対する法枠組みの独自性と、非ムスリムという他者との公平さのせめぎ合いが、マレーシアから分離独立して独自の国民国家となったシンガポールの要請に応じて均衡に達したものであるとしている。

最後の結論では、以上の議論をまとめて、脱植民地化期シンガポールで形成されたイスラム法制が、外部に出自やつながりを持つ非マレー人ムスリムを核として多元的に設定された他者との比較の中で構想されてきたこと、また最も身近な他者であったシンガポールの非ムスリム社会との関係において、イスラム法制の独自性への要請が強まると同時に他者との公平性を求める論理も強まるというせめぎ合いが生じ、これが特定の状況の下で均衡に達したことで二元法制が成立したことを指摘している。

本論文の学術的意義は、第一に、先行研究ではあまり注目されてこなかった脱植民地化期のシンガポールにおける、イスラム法制の整備をめぐる論争を、ジャウィ（アラビア文字）で表記されたマレー語文献を含む資料を用いて、丹念に跡付けたことにある。イスラム法制とその他の法制との境界や差異が問題となり、それまでの境界の再確認という形であれ、再設定という形であれ、境界を言語化し、また制度化して行ったのが、国民国家準

備期のこの時期だったという着眼、およびシンガポールでイスラム法制形成に関与したムスリムには、外部に出自やネットワークを持つ非マレー人が多かったこと、およびシンガポールがムスリムにとっては多数派である他者と共存しなければならない場であったことという、シンガポールという場の意味が、イスラム法制形成過程に大きな作用をしたという議論は、本論文の重要な独創性となっている。これは、マレーシア地域においてシンガポールが果たした役割に新しい光をあてることにもなっている。第二に、シンガポールのイスラム法制をめぐる論争では、ムスリムの他者との関係が重要な意味をもっていることを解明し、他者との公平さを求める欲求と、他者と異なることへの欲求のせめぎあいと均衡が、イスラム法制の形成過程のダイナミズムを生み出していることを、実証的に明らかにしたことも、本論文のマレーシア・シンガポール地域研究、現代イスラム法制研究への貢献になっている。

審査の過程では、本論文の問題点も指摘された。一つは、今日のマレーシアとシンガポールを含む「マレーシア地域」という概念を提示しているが、この概念の論文中での扱いが必ずしも一貫していないことである。また本論文は、脱植民地化期のシンガポールのイスラム法制が、マレーシア地域における二元法制の起源になったと主張しているが、この論点の十分な展開がなされていないことである。さらに、非ムスリムを含むシンガポール社会全体の中で、イスラム法制の整備がもった意味が十分には提示されていないという指摘もなされた。

審査委員会は、こうした問題点は、本論文の意義を否定するものではなく、論文提出者が今後の研究の発展の中で克服することを確信し、全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいと判定した。